

【別紙－3(2)】

と畜場、食鳥処理施設における監視指導実施計画

事項	内 容	実施計画
と畜検査	・生体、解体検査	と畜場法に規定される獣畜(牛、馬、豚、めん・山羊)について全頭実施。また、症状に応じて精密検査を実施
重点監視指導等	・法に基づく施設基準の遵守確認	毎日、始業前点検により確認
	・法に基づく衛生措置基準等の遵守確認	毎日、検査時に確認
	・と畜場設置者又は管理者が作成したマニュアルの遵守確認	月に1回以上実施
	・衛生意識の普及啓発	講習会・衛生管理対策委員会の開催、リーフレットの配布等
モニタリング検査	・細菌検査(O157、サルモネラ等)	と畜場施設、枝肉等の衛生状態確認のために実施(月1回)
	・残留抗菌性物質等	無作為にサンプリング検査を実施

検査対象食鳥処理施設における監視指導実施計画

事項	内 容	実施計画
食鳥検査	・生体、解体検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定される食鳥(鶏、あひる、七面鳥)について実施。また、症状に応じて精密検査を実施
重点監視指導等	・法に基づく施設基準の遵守確認	毎日、始業前点検により確認
	・法に基づく衛生措置基準等の遵守確認	毎日、検査時に確認
	・衛生意識の普及啓発	講習会の開催、リーフレットの配布等
モニタリング検査 収去検査	・細菌検査(カンピロバクター、サルモネラ等)	食鳥処理場施設、食鳥とたい等の衛生状態の確認のために実施(月1回)
	・残留抗菌性物質等	年4回(四半期ごと)

認定小規模食鳥処理施設における監視指導実施計画

事項	内 容	実施計画
重点監視指導等	・法に基づく施設基準の遵守確認	立入検査(年4回)
	・法に基づく衛生管理基準等の遵守確認	立入検査(年4回)
	・認定小規模食鳥処理施設における処理羽数の遵守確認	確認状況報告書による確認(毎月)、帳簿等による確認(年1回)
	・講習会等の実施	必要に応じて
モニタリング検査	・細菌検査(カンピロバクター、サルモネラ等)	食鳥処理場施設、食鳥とたい等の衛生状態の確認のために実施(年1回)